

## ●香川県告示第378号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成25年8月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

#### 計画番号区第1号（のり）

##### （1）漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市松島西地先

##### イ 点の位置

基点A 松島東端

〃 B 松島南西端

〃 C 徳島県鳴門市大麻山高頂

〃 D 徳島県鳴門市北灘町碁の浦漁港防波堤基部

〃 E 引田庁舎中央

〃 F 神山高頂

〃 G 城山鼻東端

点 イ Aから真方位43度45分2,000メートルのところ

〃 ロ イから真方位313度45分450メートルのところ

〃 ハ CからB見通し延長線上Bから250メートルのところ

〃 ニ CからB見通し延長線とEからG見通し延長線との交差点

〃 ホ DからB見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点

〃 ヘ ニからホ見通し延長線上ホから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニヘ、ヘロの4直線に囲まれた区域

##### （2）漁業の種類、名称及び時期

##### 第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

##### （3）制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

##### （4）地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

#### 計画番号区第2号（のり）

##### （1）漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市安戸池地先

##### イ 点の位置

基点A 犬もどり

- " B 兵庫県男鹿島高頂
  - " C 双子島高頂
  - " D 一ツ島高頂
  - " E 丸亀島高頂
  - " F 翼山西高頂
  - " G 地の太鼻北端
  - " H 城山鼻東端
  - " I 引田漁港東防波堤突端
  - " J 松島南西端
  - " K 徳島県鳴門市大麻山高頂
- 点 イ AからB見通し線とEからD見通し延長線との交差点  
 " ロ AからB見通し線とDからC見通し延長線との交差点  
 " ハ IからH見通し延長線とDからC見通し延長線との交差点  
 " ニ DからC見通し延長線上口から南東へ100メートルのところ  
 " ホ EからD見通し延長線上イから南東へ100メートルのところ  
 " ヘ FからG見通し延長線とKからJ見通し延長線との交差点  
 " ド DからC見通し延長線上ハから南東へ125メートルのところ  
 " チ トからヘ見通し延長線上ヘから北へ200メートルのところ  
 " リ ニからホ見通し延長線上ホから北へ200メートルのところ
- ウ 漁場の区域 リチ、チト、トニ、ニリの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

計画番号区第3号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市明神浜沖

イ 点の位置

- 基点A 犬もどり
- " B 鹿浦越崎北端
  - " C 双子島の東島南端
  - " D 双子島の西島西端（イヌイ角）
  - " E 一ツ島高頂

〃 F 高松市庵治町高島高頂

〃 G さぬき市馬ヶ鼻

〃 H 兵庫県男鹿島高頂

〃 I 通念島高頂

点 イ AからH見通し線とFからG見通し延長線との交差点

〃 ロ AからH見通し線とEからC見通し延長線との交差点

〃 ハ EからC見通し延長線上口からCへ100メートルのところ

〃 ニ EからC見通し延長線上Cから200メートルのところ

〃 ホ EからI見通し線上へからIへ360メートルのところ

〃 ヘ BからD見通し延長線とEからI見通し線との交差点

〃 ト BからD見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点

〃 チ FからG見通し延長線上IからGへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チハの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市松原

計画番号区第4号(のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市明神浜地先

イ 点の位置

基点A 犬もどり

〃 B 兵庫県男鹿島高頂

〃 C 一つ島高頂

〃 D 女郎島

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

〃 ロ CからD見通し線上IからCへ500メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上IからCへ100メートルのところ

〃 ニ AからB見通し線と平行にハから南へ100メートルのところ

〃 ホ AからB見通し線と平行にロから南へ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市松原

計画番号区第5号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 東かがわ市松原地先
- イ 点の位置
  - 基点A 新川東から1番目突堤突端
  - 〃 B 不動明王（東かがわ市松原、湊境界 不動堂）
  - 〃 C 東讃漁業協同組合事務所北側防災鉄塔
  - 〃 D 三本松港西埋立地防波堤基部
  - 〃 E 一つ島西端
  - 〃 F 兵庫県南あわじ市丸山崎
  - 〃 G 薦港北コンクリート整地跡北側
- 点 イ AからE見通し線とDからF見通し線との交差点
- 〃 ロ AからE見通し線とGからC見通し線との交差点
- 〃 ハ BからE見通し線とGからC見通し線との交差点
- 〃 ニ BからE見通し線とDからF見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市松原

計画番号区第6号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 東かがわ市須賀沖
- イ 点の位置

- 基点A 鹿浦越崎北端  
 " B 薦港北コンクリート整地跡北端  
 " C 渕川西側護岸防砂堤突端  
 " D 東かがわ市湊・三本松境界  
 " E 丸亀島北東端  
 " F さぬき市鷹島南端  
 " G 秋葉山高頂(97メートル)  
 " H 一つ島高頂
- 点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点  
 " ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点  
 " ハ BからE見通し線とGからD見通し延長線との交差点  
 " ニ AからF見通し線とGからD見通し延長線との交差点  
 " ホ GからD見通し延長線上二から北へ100メートルのところ  
 " ヘ CからH見通し線 上イからHへ100メートルのところ
- ウ 漁場の区域 ロハ、ハホ、ホヘの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- エ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第7号(のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 東かがわ市須賀地先  
 イ 点の位置

- 基点A 渕川西側護岸防砂堤突端  
 " B 秋葉山高頂(97メートル)  
 " C 東かがわ市湊・三本松境界  
 " D 丸亀島北東端  
 " E 一つ島高頂  
 " F 薦港北コンクリート整地跡北端
- 点 イ BからC見通し延長線とDからF見通し線との交差点  
 " ロ AからE見通し線とDからF見通し線との交差点  
 " ハ EからA見通し線上ロからAへ250メートルのところ  
 " ニ BからC見通し延長線上イからCへ250メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

エ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第8号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市三本松、横内、小磯沖

イ 点の位置

基点A 絹島南端

〃 B 女島南端

〃 C 中鼻北端

〃 D さぬき市鷹島北端

〃 E 小豆島町風ノ子島高頂

〃 F 虎丸山高頂

〃 G 三本松港浜町地区埋立地南西角

点 イ AからB見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点

〃 ロ FからG見通し延長線上イからGへ800メートルのところ

〃 ハ CからE見通し線上二からCへ800メートルのところ

〃 ニ CからE見通し線とイからD見通し線との交差点

〃 ホ CからE見通し線上二からEへ100メートルのところ

〃 ヘ FからG見通し延長線上イから北へ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ヘロ、ロハ、ハホ、ホへの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

エ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第9号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市三本松、横内、小磯地先

イ 点の位置

基点A 三本松港浜町地区埋立地南西角

〃 B 虎丸山高頂

〃 C 袖無鼻北端

〃 D 絹島南端

〃 E 女島南端

〃 F さぬき市鷹島北端

〃 G 小豆島町風ノ子島高頂

点 イ BからA見通し延長線とDからE見通し延長線との交差点

〃 ロ CからG見通し線とイからF見通し延長線との交差点

〃 ハ BからA見通し延長線上イからAへ800メートルのところ

〃 ニ BからA見通し延長線上ハからAへ300メートルのところ

〃 ホ GからC見通し線上ロからCへ800メートルのところ

〃 ヘ GからC見通し線上ホからCへ300メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニヘ、ヘホ、ホハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

エ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第10号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市絹島沖

イ 点の位置

基点A 馬篠漁港西防波堤基部

〃 B 絹島西端

〃 C さぬき市名古島南端

〃 D さぬき市鷹島北端

〃 E 三本松港浜町地区埋立地南西角

〃 F 虎丸山高頂

- 〃 G 女島南端
- 〃 H 丸亀島南端
- 〃 I 絹島南端

点 イ FからE見通し延長線とIからG見通し延長線との交差点  
 〃 ロ AからB見通し延長線とCからH見通し線との交差点  
 〃 ハ AからB見通し延長線とイからD見通し線との交差点  
 〃 ニ イからD見通し線上ハからイへ500メートルのところ  
 〃 ホ CからH見通し線上ロからHへ500メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
 イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。  
 ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。  
 エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第11号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 東かがわ市絹島地先  
 イ 点の位置

- 基点A 馬篠漁港西防波堤基部  
 〃 B 絹島西端  
 〃 C さぬき市津田町名古島南端  
 〃 D 丸亀島南端  
 〃 E 女島南端  
 〃 F 双子島北端

点 イ AからB見通し延長線とFからE見通し延長線との交差点  
 〃 ロ AからB見通し延長線とCからD見通し線との交差点  
 〃 ハ CからD見通し線上ロからDへ500メートルのところ  
 〃 ニ FからE見通し延長線上イからEへ500メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第12号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽地先

イ 点の位置

基点A 虎ヶ鼻東端

〃 B 馬ヶ鼻北端

〃 C 鷺島南端

〃 D 鷺島東端

〃 E 兵庫県西島高頂

〃 F 東かがわ市一つ島高頂

〃 G 東かがわ市鹿浦越崎北端

〃 H 東かがわ市丸亀島東端

〃 I 東かがわ市北山の東から3番高（130メートル）

〃 J 東かがわ市、さぬき市津田町境界

〃 K 東頭白岩中央

〃 L 鶴部鼻北端

〃 M 松琴閣東端

〃 N 鶴羽、津田境界の海境石

点 イ Nから真方位45度の線とBからF見通し線との交差点

〃 ロ BからF見通し線上イからFへ300メートルのところ

〃 ハ BからF見通し線とJからE見通し線との交差点

〃 ニ BからF見通し線上ハからBへ100メートルのところ

〃 ホ IからH見通し延長線とMからL見通し延長線との交差点

〃 ヘ AからD見通し延長線とKからホ見通し線との交差点

〃 ト Nから真方位45度の線とAからD見通し延長線との交差点

〃 チ AからD見通し延長線上トから南へ100メートルのところ

〃 リ Nから真方位45度の線とCからG見通し線との交差点

〃 ヌ CからG見通し線上リからGへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロニ、ニホ、ホヘ、ヘチ、チヌ、ヌロの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

#### (4) 地元地区 さぬき市津田町鶴羽

計画番号区第13号（のり）

##### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽脇元地先

##### イ 点の位置

基点A 鶴部鼻北端

〃 B 東頭白岩中央

〃 C タテバの北鼻

〃 D 丸山鼻南東端

〃 E 東かがわ市丸亀島南端

点 イ CからB見通し延長線上Bから400メートルのところ

〃 ロ AからB見通し延長線とDからE見通し線との交差点

〃 ハ DからE見通し線上ロからEへ400メートルのところ

〃 ニ CからB見通し延長線上Bから800メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

##### (2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から12月31日まで

##### (3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

#### (4) 地元地区 さぬき市津田町鶴羽

計画番号区第14号（のり）

##### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町鷹島地先

##### イ 点の位置

基点A 津田港北防波堤突端から基部へ207メートルのところ（旧突端）

〃 B 雨滝山高頂

〃 C 津田川右岸護岸北端

〃 D 丸山鼻高頂

〃 E 丸山鼻東端

- 〃 F 丸山鼻赤岩
- 〃 G 猿子島南西端
- 〃 H 萱落黒岩
- 〃 I 大鼻東端
- 〃 J 虎ヶ鼻東端
- 〃 K 馬ヶ鼻北端
- 〃 L 庵治町高島南の高
- 〃 M 鷹島東端
- 〃 N 鷹島南東端
- 〃 O 丸亀島北東端
- 〃 P 丸亀島南西端
- 点 イ Hから I 見通し延長線と J から O 見通し線との交差点
- 〃 ロ イから真方位45度200メートルのところ
- 〃 ハ Hから I 見通し延長線と B から D 見通し延長線との交差点
- 〃 ニ LからK見通し延長線とFからN見通し延長線との交差点
- 〃 ホ Aから真方位63度の線とNからP見通し線との交差点
- 〃 ヘ Aから真方位63度の線とGからE見通し延長線との交差点
- 〃 ト CからN見通し線とGからE見通し延長線との交差点
- 〃 チ CからN見通し延長線とJからO見通し線との交差点
- 〃 リ JからO見通し線とロからM見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チリ、リロの8直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市津田町津田

計画番号区第15号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町萱落地先

イ 点の位置

基点A 名古島高頂

〃 B 猿子島西端

〃 C 猪塚港北防波堤突端

〃 D 大鼻南東端

〃 E バク岩中央

〃 F 鷹島北端

点 イ CからE見通し延長線とDからF見通し線との交差点

〃 ロ AからB見通し延長線とCからE見通し線との交差点

〃 ハ AからB見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

ウ 漁場の区域 Dイ、イロ、ロハの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市津田町津田

計画番号区第16号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市小田笠居谷地先

イ 点の位置

基点A 鷹島高頂

〃 B 虎ヶ鼻

〃 C 蟻子神社鳥居

〃 D あたご岩

〃 E かけの鼻

〃 F 小豆島町三都崩鼻

〃 G 小豆島町大角鼻灯台

〃 H 兵庫県淡路市妙見山高頂（519メートル）

点 イ AからB見通し延長線とCからH見通し線との交差点

〃 ロ CからH見通し線とFからE見通し延長線との交差点

〃 ハ DからG見通し線とFからE見通し延長線との交差点

〃 ニ DからG見通し線とAからB見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行に

については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市小田

計画番号区第17号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市小田沖

イ 点の位置

基点A 馬ヶ鼻

〃 B トビガス中央

〃 C 小田漁港北防波堤基部

〃 D 西浜護岸西端

〃 E センクの浜西端

〃 F 弁天鼻北端

〃 G 苦張漁港西防波堤突端

〃 H 小林の高

〃 I バクの岩中央

〃 J 大串崎長ゾワイ北端

〃 K 小豆島町太麻山高頂

〃 L 小豆島町長者鼻西端

〃 M 小豆島町塩谷鼻

〃 N 小豆島町大福部島西端

点 イ AからJ見通し線とDからN見通し線との交差点

〃 ロ BからI見通し線とDからN見通し線との交差点

〃 ハ BからI見通し線とEからM見通し線との交差点

〃 ニ CからH見通し線とEからM見通し線との交差点

〃 ホ CからH見通し線とFからL見通し線との交差点

〃 ヘ BからI見通し線とFからL見通し線との交差点

〃 ト BからI見通し線とGからK見通し線との交差点

〃 チ AからJ見通し線とGからK見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チイの8直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市小田

計画番号区第18号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市志度沖

イ 点の位置

基点A 志度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ

〃 B 高松市庵治町高島西端

〃 C さぬき市、牟礼町境界

〃 D 牟礼港北埋立地東護岸基部

〃 E 穴子中央三差路

〃 F 小串崎北端

〃 G 牟礼町金山防波堤北東角

〃 H 志度港新町西防波堤基部

点 イ AからB見通し線とDからE見通し線との交差点

〃 ロ AからB見通し線とGからF見通し線との交差点

〃 ハ CからB見通し線とFからG見通し線との交差点

〃 ニ CからB見通し線とDからE見通し線との交差点

〃 ホ HからB見通し線とGからF見通し線との交差点

〃 ヘ CからB見通し線上ハからCへ150メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロホ、ホヘ、ヘニ、ニイの5直線によって囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

オ 他の漁業権者と協調の上操業しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町

計画番号区第19号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜沖

イ 点の位置

基点A 大串鼻

〃 B イモクイ

- " C 二本木鼻
- " D 新開漁港防波堤突端
- " E 小串崎北端
- " F 高松市牟礼町源氏ヶ峰 (218メートル)
- " G 高松市牟礼町五剣山頂北の谷
- " H 高松市庵治町太鼓鼻から海岸沿い北へ200メートルのところ
- " I 高松市庵治町竹居鼻
- " J 土庄町高見山高頂 (153メートル)
- " K 小豆島町沖ノ鼻
- " L 土庄町大余島東端
- " M 長ぞわい南端
- 点 イ MからI見通し線とDからL見通し線との交差点
- " ロ BからF見通し線とDからL見通し線との交差点
- " ハ EからJ見通し線上Eから150メートルのところ
- " ニ EからJ見通し線とAからG見通し線との交差点
- " ホ ニからK見通し線とイからH見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 イロ、ロB、Cハ、ハニ、ニホ、ホイの6直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、魚類小割式養殖業（区第819号）の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第20号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市牟礼町地先

イ 点の位置

- 基点A さぬき市、牟礼町境界
- " B 房前川右岸防砂堤基部
- " C 庵治町高島高頂
- " D さぬき市権現鼻西端

点 イ AからC見通し線とBからD見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イBの2直線とAB間沖出し10メートルの只曲線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市牟礼町

計画番号区第21号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市牟礼町鳶ヶ巣地先
- イ 点の位置
  - 基点A 金山鬼ヶ岩
  - " B 松ヶ鼻東端
  - " C さぬき市小串崎
  - " D さぬき市蜂ヶ浦南端
  - 点 イ AからD見通し線上Aから200メートルのところ
  - " ロ BからC見通し線上Bから100メートルのところ
  - " ハ BからC見通し線上Bから200メートルのところ
  - " ニ AからD見通し線上Aから300メートルのところ
- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市牟礼町

計画番号区第22号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市庵治町高尻地先
- イ 点の位置
  - 基点A 牟礼町金山鬼ヶ岩
  - " B 松ヶ鼻東端

- " C 太鼓鼻  
 " D さぬき市大串崎  
 " E 小豆島町大角鼻南の高頂（159メートル）  
 " F さぬき市小串崎北端  
 " G 志度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ  
 点 イ CからD見通し線上Cから1,200メートルのところ  
 " ロ GからI見通し延長線上Iから200メートルのところ  
 " ハ CからD見通し線と平行にロから西へ600メートルのところ  
 " ニ CからD見通し線上Cから400メートルのところ  
 " ホ BからF見通し線上Bから500メートルのところ  
 " ヘ AからE見通し線とニからホ見通し延長線との交差点  
 " ド AからE見通し線とGからI見通し線との交差点  
 ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニヘ、ヘト、トロの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
 イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。  
 ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。  
 エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。  
 オ 他の漁業権者と協調の上操業しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町

計画番号区第23号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町高島東浦地先

イ 点の位置

基点A 高島南東端

" B 高島北東端

点 イ Aから真方位90度150メートルのところ

" ロ Bから真方位90度150メートルのところ

" ハ ロから真方位90度460メートルのところ

" ニ イから真方位90度460メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第24号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町高島西浦地先

イ 点の位置

基点A 高島北端

〃 B 高島中の鼻

〃 C 卍礼町房前高頂

〃 D 太鼓鼻

〃 E 白石

〃 F 竹居鼻

〃 G 土庄町大余島西端

〃 H 土庄町大余島南端

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点

〃 ニ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第25号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町笹尾地先

イ 点の位置

基点A 錦野漁港西防波堤から海岸沿い西へ50メートルの防砂堤基部

- " B センゾ旧防砂堤基部
  - " C 笹尾の浜西端防砂堤から海岸沿い東へ150メートルの石積防砂堤
  - " D 土庄町大余島東端
  - " E 小豆島町飛火崎
  - " F 小豆島町沖ノ鼻
- 点 イ CからD見通し線上Cから80メートルのところ
- " ロ BからE見通し線上Bから80メートルのところ
- " ハ AからF見通し線上Aから80メートルのところ

ウ 漁場の区域 Cイ、イロ、ロハ、ハAの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第26号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町竹居地先

イ 点の位置

基点A 笹尾の浜西端防砂堤突端

" B 竹居觀音崎

" C 竹居鼻（竹居西の鼻）

" D 稲毛島南東端

" E 土庄町黒崎

" F 土庄町大余島西端

点 イ AからF見通し線上Aから70メートルのところ

" ロ BからE見通し線上Bから70メートルのところ

" ハ CからD見通し線上Cから50メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハCの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行に

については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第27号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市庵治町江の浜地先

イ 点の位置

基点A 江の浜東の鼻

〃 B 御殿鼻

〃 C 鎧島西端

〃 D 兜島弁天鼻

点 イ AからD見通し線上Aから80メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから70メートルのところ

- ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について  
は、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第28号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市庵治町稻毛島地先

イ 点の位置

基点A 竹居鼻

〃 B 稲毛島東端

〃 C 稲毛島西の南端

〃 D 鎧島南西端

〃 E 大島北の高頂(62メートル)

〃 F 小豆島町地蔵崎灯台

点 イ AからB見通し線とDからC見通し延長線との交差点

〃 ロ AからB見通し延長線とEからF見通し線との交差点

〃 ハ EからF見通し線上口からFへ850メートルのところ

〃 二 DからC見通し延長線上Iから東へ850メートルのところ

〃 ホ BからA見通し線上IからAへ30メートルのところ

ウ 漁場の区域 口ハ、ハニ、ニホ、ホ口の4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第29号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町大島東側地先

イ 点の位置

基点A 小豆島町地蔵崎灯台

〃 B 御殿鼻

〃 C 丸山大西鼻

〃 D 大島東端

〃 E 大島東の高頂

〃 F 大島北東端

〃 G 土庄町豊島東端

〃 H 鎧島北端

〃 I 鎧島南東端

点 イ BからG見通し線とIからE見通し線との交差点

〃 ロ CからD見通し延長線とEからH見通し線との交差点

〃 ハ CからD見通し延長線とFからA見通し線との交差点

〃 ニ BからG見通し線とFからA見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第30号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町船かくし地先

イ 点の位置

基点A ハジキ鼻

〃 B 相引川尻中央点（牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点）

〃 C 高松市屋島長崎鼻中の高頂

〃 D 高松市屋島長崎鼻北の高頂

〃 E 高松市屋島長崎鼻北端

〃 F 大島アバギの鼻西端

〃 G 大島東の高頂

〃 H 大島東端

〃 I 白石

〃 J 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台

〃 K 庵治漁港旧一文字灯台

点 イ BからF見通し線とEからI見通し線との交差点

〃 ロ BからF見通し線とCからK見通し線との交差点

〃 ハ CからK見通し線上口からKへ50メートルのところ

〃 ニ AからH見通し線とDからJ見通し線との交差点

〃 ホ AからG見通し線とEからI見通し線との交差点

〃 ヘ EからI見通し線上イからIへ50メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第31号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町大余島東地先

イ 点の位置

基点A 土庄町淵崎、小豆島町蒲生境界

〃 B 小豆島町蒲生角田川尻

〃 C 小豆島町沖の鼻南端

〃 D 高松市庵治町高島東端

〃 E 大余島南端

〃 F 大余島北東護岸の北端

点 イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点

〃 ロ AからD見通し線とEからC見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Fイ、イロ、ロEの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町土庄

計画番号区第32号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町大余島南地先

イ 点の位置

基点A 門ヶ鼻南端

〃 B 木香西鼻南東端

〃 C ホテル観海楼前桟橋

〃 D 双子浦浜野別荘東側埋立地西端

〃 E 小豆島町室生弁天島高頂

〃 F 小豆島町長者鼻西端

〃 G さぬき市小串崎北端

〃 H 高松市庵治町高島西端

〃 I アワラ島南端

点 イ CからH見通し線とBからE見通し線との交差点

〃 ロ DからG見通し線とBからE見通し線との交差点

〃 ハ DからG見通し線とAからF見通し線との交差点

〃 ニ CからH見通し線とハからI見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町土庄

計画番号区第33号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡土庄町鹿島南西地先
- イ 点の位置
  - 基点A 柳亀石の鼻南端
  - 〃 B 門ヶ鼻南端
  - 〃 C 黒崎南端
  - 〃 D アワラ島北端
  - 〃 E 豊島礼田崎南端
  - 〃 F 高松市庵治町稻毛島東端
  - 〃 G 高松市庵治町五剣山高頂（西高頂366メートル）
  - 〃 H 高松市庵治町太鼓鼻東端
  - 〃 I 高松市庵治町高島西端
  - 〃 J 大余島牛の子鼻西端
  - 〃 K 土庄東港埋立地突出部南西角
  - 〃 L 土庄東港埋立地南西角
  - 〃 M 鹿島西鼻東端
- 点 イ AからG見通し線とEからC見通し延長線との交差点
- 〃 ロ BからH見通し線とEからC見通し延長線との交差点
- 〃 ハ BからH見通し線上口からHへ250メートルのところ
- 〃 ニ DからC見通し線延長線とFからK見通し線との交差点
- 〃 ホ FからK見通し線とIからL見通し線との交差点
- 〃 ヘ IからL見通し線とJからM見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘM、MAの8直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町土庄

計画番号区第34号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡土庄町千軒地先

イ 点の位置

- 基点A 千軒川尻
- 〃 B 千軒海岸北側突堤基部
- 〃 C 黒崎南端
- 〃 D 高松市庵治町大島西端
- 〃 E 高松市女木島南端
- 〃 F 小豊島高頂 (133メートル)

点 イ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ロ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点

- ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町土庄

計画番号区第35号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡土庄町戸形崎南地先

イ 点の位置

- 基点A 戸形崎南西端
- 〃 B 千軒西滝川尻
- 〃 C 黒崎南端
- 〃 D 高松市女木島南端
- 〃 E 百尋磯灯浮標
- 〃 F 小豊島高頂 (133メートル)

点 イ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ロ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 A口、ロイ、イBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、灯浮標周囲144メートル以内の区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町土庄

計画番号区第36号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町戸形崎地先

イ 点の位置

基点A 沖之島南端

〃 B 室崎西端

〃 C 小瀬港西防波堤北端

〃 D 戸形崎南西端

〃 E 百尋磯灯浮標

〃 F 小豊島ツミ東端

〃 G 小豊島砂鼻南東端

点 イ CからF見通し線とAからB見通し延長線との交差点

〃 ロ EからG見通し線とAからB見通し延長線との交差点

〃 ハ EからG見通し線上Eから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Cイ、イロ、ロハ、ハDの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町土庄

計画番号区第37号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町アオギ地先

イ 点の位置

基点A 柚ノ浜川尻

" B 重岩

" C 中国電力南側ケーブルハウスから海岸沿い北へ100メートルのところ

" D 小瀬地区護岸南から2番目の階段

" E ガラモソワイ灯浮標

" F 小豊島砂鼻南東端

" G 豊島宮崎北端

" H 豊島虹崎北端

" I 岡山県岡山市米崎東端

" J 沖之島南端

" K 室崎西端

" L フトガ鼻南西端

" M 泊ノ鼻突端

" N 柚ノ浜北端から海岸沿い北へ100メートルのところ

点 イ AからH見通し線上Aから150メートルのところ

" ロ BからG見通し線上最大高潮時海岸線からGへ150メートルのところ

" ハ CからF見通し線上Cから100メートルのところ

" ニ DからE見通し線とJからK見通し延長線との交差点

" ホ BからG見通し線上最大高潮時海岸線からGへ450メートルのところ

" ヘ AからH見通し線上Aから450メートルのところ

" ド NからI見通し線とヘからL見通し線との交差点

" チ NからI見通し線とイからM見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハC、Dニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チイの9直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町土庄

計画番号区第38号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小部地先

イ 点の位置

基点A 小島西端

〃 B 岡山県大多府島西端

〃 C 岡山県備前市鹿久居島東の高頂

〃 D 灘山墓地西端の岩

点 イ BからA見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 ロ イからB見通し線上イからBへ1,750メートルのところ

〃 ハ DからC見通し線上DからCへ860メートルのところ

〃 ニ DからC見通し線上ハからDへ460メートルのところ

〃 ホ イからB見通し線上ロからイへ800メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町大部

計画番号区第39号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦港地先

イ 点の位置

基点A 直島町井島鞍掛ノ鼻灯台

〃 B 甲崎

〃 C 岡山県岡山市切石鼻西端

〃 D 白崎北端

〃 E 亀石山高頂

〃 F 家浦港外一文字防波堤西端

〃 G 家浦港灯台

〃 H 甲崎山高頂

点 イ AからB見通し延長線とGからF見通し延長線との交差点

〃 ロ AからB見通し延長線とEからC見通し線との交差点

〃 ハ DからH見通し線とEからC見通し線との交差点

〃 ニ DからH見通し線とGからF見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町豊島家浦

計画番号区第40号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦地先（団子瀬）

イ 点の位置

基点A 家浦、唐櫛境界（深谷川尻）

〃 B 岡山県岡山市幸西外波崎

〃 C 亀石

〃 D 岡山県岡山市米崎

〃 E ケサガ鼻

〃 F 魚見山高頂（103メートル）

〃 G 直島町井島戸尻鼻

点 イ AからB見通し線とFからE見通し延長線との交差点

〃 ロ CからD見通し線とイからG見通し線との交差点

〃 ハ CからD見通し線上口からDへ500メートルのところ

〃 ニ AからB見通し線上イからBへ500メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町豊島家浦

計画番号区第41号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小豊島南東地先  
イ 点の位置  
基点A 小豊島北端  
〃 B 葛島東端  
〃 C 重岩  
〃 D 戸形崎北西端  
〃 E 黒崎南端  
〃 F 小豆島町地蔵崎  
〃 G アワラ島北端  
〃 H アワラ島西端  
〃 I 高松市男木島北西端  
〃 J 豊島ダメの高頂 (233メートル)  
〃 K 小豊島南西端  
点 イ FからE見通し延長線とIからG見通し延長線との交差点  
〃 ロ イからB見通し線とAからC見通し線との交差点  
〃 ハ DからJ見通し線とIからG見通し延長線との交差点  
〃 ニ DからJ見通し線とKからH見通し線との交差点  
ウ 漁場の区域 Aロ、ロイ、イハ、ハニ、ニKの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。  
ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。  
エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町伊喜末・小江

計画番号区第42号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小豊島地先  
イ 点の位置  
基点A 豊島虻山と壇山との窪  
〃 B 葛島北西端  
〃 C 葛島東端  
〃 D 土庄港入口灯浮標  
〃 E 高見山高頂 (115メートル)  
〃 F 小豆島町地蔵崎  
〃 G 黒崎南端

- " H 高松市男木島北西端
- " I アワラ島北端
- " J 小豊島横引鼻西端
- " K 豊島送電用新鉄塔
- 点 イ FからD見通し延長線とHからI見通し延長線との交差点
- " ロ JからB見通し線とDからA見通し線との交差点
- " ハ イからC見通し線とDからA見通し線との交差点
- " ニ イからC見通し線とEからK見通し線との交差点
- " ホ JからB見通し線とEからK見通し線との交差点
- " ヘ JからB見通し線上口からJへ110メートルのところ
- ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町伊喜末・小江・長浜

計画番号区第43号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町伊喜末室崎南地先

イ 点の位置

基点A 室崎南西端

- " B キビラの鼻南端
- " C 八幡宮鳥居
- " D フトガ鼻西端
- " E 西岡1号けい船護岸北西端
- " F 泊鼻北端
- " G 小豊島ツミ東端

点 イ AからE見通し線とCからG見通し線との交差点

" ロ BからD見通し線とCからG見通し線との交差点

" ハ DからF見通し線とAからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロD、Dハ、ハイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期

のり養殖業

10月1日から翌年3月31日まで

## (3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

## (4) 地元地区 小豆郡土庄町伊喜末

計画番号区第44号（のり）

## (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町葛島地先

## イ 点の位置

基点A 葛島西第4号灯浮標

〃 B 葛島西端

〃 C 葛島南端

〃 D 葛島東端

〃 E 伊喜末小向鼻

〃 F 室崎西端

〃 G 戸形崎西端

〃 H 小豊島北西端

点 イ BからH見通し線とEからC見通し延長線との交差点

〃 ロ DからG見通し線とEからC見通し線との交差点

〃 ハ DからG見通し線とFからA見通し線との交差点

〃 ニ BからH見通し線とFからA見通し線との交差点

〃 ホ BからH見通し線上イからHへ100メートルのところ

〃 ヘ DからG見通し線上ロからGへ100メートルのところ

〃 ト DからG見通し線上ハからGへ100メートルのところ

〃 チ BからH見通し線上ニからHへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ホヘ、ヘト、トチ、チホの4直線に囲まれた区域

## (2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

## (3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

## (4) 地元地区 小豆郡土庄町伊喜末

計画番号区第45号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町沖之島南地先

イ 点の位置

基点A 沖之島西端

〃 B 沖之島ホトダ鼻南端

〃 C 沖之島灯台

〃 D 戸形崎西端

〃 E 豊島宮崎北西端

〃 F 葛島南端

点 イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点

〃 ロ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Bイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町小江

計画番号区第46号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町千振島西地先

イ 点の位置

基点A 千振島高頂

〃 B 一ノソワイ

〃 C 沖之島魚釣崎北端

〃 D 沖之島ウマガタロ

〃 E 葛島ヨミガ鼻北端

〃 F 葛島北西端

〃 G 岡山県金甲山高頂

〃 H 岡山県岡山市犬島沖竹の子島高頂

〃 I 岡山県岡山市犬島白石灯標

点 イ AからF見通し線とCからI見通し線との交差点

〃 ロ BからE見通し線とCからI見通し線との交差点

〃 ハ BからE見通し線とCからG見通し線との交差点

- 〃 二 AからF見通し線とDからH見通し線との交差点
- 〃 ホ AからF見通し線とイからFへ100メートルのところ
- 〃 ヘ BからE見通し線上口からEへ100メートルのところ
- ウ 漁場の区域 ホヘ、ヘハ、ハニ、ニホの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町小江

計画番号区第47号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小江長浜地先

イ 点の位置

基点A 千振島南端から真方位0度100メートルのところ

〃 B 満山尻高頂 (85メートル)

〃 C 長浜高浜川尻

〃 D 早崎北端

〃 E 屋形崎鼻北端

〃 F 妙見崎から真方位0度500メートルのところ

〃 G 岡山県瀬戸内市黄島灯台

〃 H 岡山県瀬戸内市前島女松山高頂

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ロ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点

〃 ハ AからF見通し線上口からイへ50メートルのところ

〃 ニ DからG見通し線とBからE見通し線との交差点

〃 ホ CからH見通し線とBからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イハ、ハニ、ニホ、ホイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町小江・長浜・滝宮

計画番号区第48号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡土庄町北浦元目地先
- イ 点の位置
  - 基点A 千振島南端から真方位0度100メートル
  - 〃 B 高尾山高頂(104.4メートル)
  - 〃 C (株)日本砂利小豆島事務所東側桟橋西基部
  - 〃 D 屋形崎鼻北端
  - 〃 E 琴塚漁港北防波堤突端
  - 〃 F 妙見崎から真方位0度500メートルのところ
  - 〃 G 岡山県瀬戸内市黄島東端
  - 〃 H 岡山県瀬戸内市黄島西の高
- 点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点
- 〃 ロ AからF見通し線上イからFへ50メートルのところ
- 〃 ハ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点
- 〃 ニ DからG見通し線とBからE見通し線との交差点
- 〃 ホ CからH見通し線とBからE見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町馬越・屋形崎・見目・小海

計画番号区第49号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡土庄町北浦小島地先
- イ 点の位置

- 基点A 千振島南端から真方位0度100メートルのところ
- 〃 B 早崎北端
- 〃 C 見目漁港東防波堤突端

- " D 小海地蔵鼻の東の鼻の電柱 (178-3)
  - " E 琴塚漁港北防波堤突端
  - " F 妙見崎から真方位0度500メートルのところ
  - " G 岡山県瀬戸内市青島東端
  - " H 岡山県瀬戸内市黄島東の高
- 点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点  
 " ロ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点  
 " ハ DからG見通し線とBからE見通し線との交差点  
 " ニ CからH見通し線とBからE見通し線との交差点  
 ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町馬越・屋形崎・見目・小海

計画番号区第50号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島唐櫃小宮崎地先

イ 点の位置

基点A 甲崎山高頂

- " B 虹崎北端
- " C 白崎
- " D 直島町井島戸尻鼻
- " E 春日川中央
- " F 宮崎
- " G カナメ石
- " H 小豊島中の高
- " I 高松市庵治町大島北の高

- 点 イ AからB見通し延長線とHからF見通し延長線との交差点  
 " ロ CからB見通し延長線とIからG見通し延長線との交差点  
 " ハ DからB見通し延長線とIからG見通し延長線との交差点  
 " ニ IからG見通し延長線上ハからロへ100メートルのところ  
 " ホ イからE見通し線とDからB見通し延長線との交差点  
 " ヘ イからE見通し線上ホからEへ60メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、口二、ニヘ、ヘイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町豊島唐櫃

計画番号区第51号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島唐櫃地先（団子瀬）

イ 点の位置

基点A 唐櫃、家浦境界（深谷川尻）

〃 B 小宮崎東端

〃 C 千振島北端

〃 D 岡山県岡山市飯盛岩

〃 E 岡山県岡山市幸西外波崎

〃 F ケサガ鼻

〃 G 魚見山高頂（103メートル）

点 イ AからE見通し線とGからF見通し延長線との交差点

〃 口 イからC見通し線上イから200メートルのところ

〃 ハ イからC見通し線とBからD見通し線との交差点

〃 ニ BからD見通し線上ハからDへ500メートルのところ

〃 ホ AからE見通し線上イからEへ500メートルのところ

〃 ヘ ホからニ見通し線上ホから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 口ハ、ハニ、ニヘ、ヘ口の4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町豊島唐櫃

計画番号区第52号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町吉田西泊地先

イ 点の位置

基点A ヨボシ岩

〃 B 星ヶ城高頂 (817メートル)

〃 C 土庄町小部、小豆島町吉田境界

〃 D 西泊の鼻

〃 E 岡山県備前市鹿久居島東端

点 イ BからC見通し延長線とDからA見通し線との交差点

〃 ロ DからA見通し線上イからAへ800メートルのところ

〃 ハ ロからE見通し線上ロから320メートルのところ

〃 ニ AからE見通し線上Aから320メートルのところ

〃 ホ AからE見通し線上Aから640メートルのところ

〃 ヘ BからC見通し延長線上イから北へ620メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘイの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町吉田・福田

計画番号区第53号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町吉田本場地先

イ 点の位置

基点A 釣磯

〃 B 犬戻り

〃 C 吉田川右岸防砂堤基部から護岸沿い南へ75メートルのところ

〃 D 藤崎東端

点 イ AからC見通し線とBからD見通し線との交差点

〃 ロ DからB見通し線上イからBへ70メートルのところ

〃 ハ AからC見通し線と平行にロから南西へ200メートルのところ

〃 ニ AからC見通し線上イからCへ200メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町吉田・福田

計画番号区第54号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町福田小島地先

イ 点の位置

基点A 小島東端

〃 B 小島西端

〃 C 丸山高頂

〃 D 黄金鼻

点 イ BからC見通し線上Bから400メートルのところ

〃 ロ AからD見通し線上Aから400メートルのところ

ウ 漁場の区域 Bイ、イロ、ロAの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町吉田・福田

計画番号区第55号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町福田地先

イ 点の位置

基点A マナイタ岩

〃 B ウノ石

- 〃 C 金ヶ崎
- 〃 D 兵庫県姫路市高島北西端
- 点 イ BからD見通し線とCからA見通し線との交差点
- 〃 ロ BからD見通し線上イからDへ350メートルのところ
- 〃 ハ BからD見通し線上イからDへ1,850メートルのところ
- 〃 ニ CからA見通し延長線と平行にロから南東へ1,500メートルのところ
- 〃 ホ CからA見通し延長線と平行にハから南東へ1,500メートルのところ
- ウ 漁場の区域 ロハ、ハホ、ホニ、ニロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町吉田・福田

計画番号区第56号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町橋地先
- イ 点の位置
  - 基点A 橋漁港北防波堤基部
  - 〃 B 兵庫県南あわじ市丸山崎西端
  - 〃 C さぬき市鷹島高頂
  - 〃 D 兵庫県姫路市高島高頂
  - 〃 E 笠ヶ鼻東端

- 点 イ AからB見通し線とDからC見通し線との交差点
- 〃 ロ AからB見通し線上イからAへ100メートルのところ
- 〃 ハ EからB見通し線とDからC見通し線との交差点
- 〃 ニ EからB見通し線上Eから350メートルのところ
- 〃 ホ AからB見通し線上ロからAへ2,250メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行に

については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町橋

計画番号区第57号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町坂手大泊地先

イ 点の位置

基点A 風ノ子島東端

〃 B 水ノ子礁

〃 C 北谷北の鼻南端

〃 D ずらし

点 イ AからB見通し線上Aから800メートルのところ

〃 ロ AからB見通し線上Aから2,300メートルのところ

〃 ハ ロからC見通し線上ロから1,800メートルのところ

〃 ニ イからD見通し線上イから1,300メートルのところ

- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町坂手

計画番号区第58号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町坂手小島南東地先

イ 点の位置

基点A 小島西端

〃 B 小島東端

〃 C 馬戸防砂堤（東から4本目）

〃 D なごら鼻の大石

〃 E 大角鼻沖播磨灘航路第1号灯浮標

〃 F さぬき市大串崎北の高頂（145メートル）

〃 G チョウシャノ鼻東端

- 〃 H 大福部島北西端  
 点 イ AからH見通し線上Aから200メートルのところ  
 〃 ロ FからD見通し線上Dから150メートルのところ  
 〃 ハ 口からG見通し線とイからE見通し線との交差点  
 〃 ニ CからH見通し線とイからE見通し線との交差点  
 〃 ホ CからH見通し線とBから口見通し線との交差点  
 ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
 イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。  
 ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。  
 エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町坂手

計画番号区第59号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町福部島北東地先

イ 点の位置

基点A チョウシャノ鼻東端

〃 B 大崎東端

〃 C 塩谷鼻

〃 D 小島高頂

〃 E かぶとの山高頂

〃 F なごら鼻の大石

〃 G 大角鼻南端

〃 H 小福部島東端

〃 I 大福部島西端

点 イ HからG見通し線上Hから70メートルのところ

〃 ロ HからG見通し線上イからGへ1,000メートルのところ

〃 ハ FからA見通し線とEからD見通し延長線との交差点

〃 ニ FからA見通し線とイからC見通し線との交差点

〃 ホ イからB見通し線と Iからニ見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホイの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期

のり養殖業

10月1日から翌年3月31日まで

## (3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

## (4) 地元地区 小豆郡小豆島町坂手

計画番号区第60号（のり）

## (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町田浦東地先

イ 点の位置

基点A 大角鼻

〃 B 大角鼻北の高頂（160メートル）

〃 C 大手城の鼻

〃 D 堀越漁港防波堤突端

〃 E 堀越西の鼻東端

〃 F 大岳鼻

〃 G 田浦東海岸の水門

〃 H 塩谷鼻

〃 I 大福部島東端

〃 J 大福部島西端

〃 K チョウシャノ鼻

点 イ HからA見通し線とJからE見通し線との交差点

〃 ロ FからB見通し線とIからC見通し線との交差点

〃 ハ ロからD見通し線とCからK見通し線との交差点

〃 ニ イからG見通し線とCからK見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

## (2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

## (3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

## (4) 地元地区 小豆郡小豆島町坂手・苗羽・堀越・田浦・西村

計画番号区第61号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町田浦南地先

イ 点の位置

基点A 沖ノハナゲ灯浮標

〃 B 中鼻

〃 C なごら鼻の大石

〃 D 大角鼻

〃 E さぬき市大鼻

〃 F さぬき市馬ヶ鼻灯台

〃 G 花寿波島

〃 H 蒲野山山頂 (99メートル)

点 イ AからF見通し線とHからC見通し線との交差点

〃 ロ BからE見通し線とHからC見通し線との交差点

〃 ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点

〃 ニ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点

〃 ホ BからE見通し線上ハからEへ50メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロホ、ホニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町苗羽・堀越・田浦・西村

計画番号区第62号(のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町田浦西地先

イ 点の位置

基点A 地ノハナゲ灯浮標

〃 B 沖ノハナゲ灯浮標

〃 C 中ノ鼻

〃 D 塩谷鼻

〃 E 小蒲野南防砂堤突端

〃 F 長崎漁港南防波堤基部

点 イ AからB見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ロ AからB見通し線とDからE見通し線との交差点

- " ハ FからC見通し線上イからCへ50メートルのところ
  - " ニ EからD見通し線上口からDへ50メートルのところ
  - " ホ DからE見通し線上口からEへ100メートルのところ
  - " ヘ CからF見通し線上イからFへ100メートルのところ
- ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町苗羽・堀越・田浦・西村

計画番号区第63号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町堀越地先

イ 点の位置

基点A 堀越けい船岸東端

" B 西村清水(株)島釀前の鼻突端

" C 苗羽地区埋立地南西角

" D 赤鼻

点 イ AからB見通し線とCからD見通し延長線との交差点

" ロ AからB見通し線上Aから300メートルのところ

" ハ CからD見通し線と平行にロから南西へ200メートルのところ

" ニ CからD見通し延長線上イから南西へ200メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町苗羽・堀越・田浦・西村

計画番号区第64号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町飛崎地先

イ 点の位置

基点A 土庄町浜野別荘東側埋立地西端

〃 B 入部漁港南防波堤基部

〃 C 東蒲生南防波堤基部

〃 D 飛崎南端

〃 E 弁天島高頂

〃 F 観音崎南端

〃 G 吉野高頂（208メートル）

〃 H 長者鼻西端

〃 I 崩鼻南西端

〃 J さぬき市小串崎北端

〃 K 高松市庵治町稻毛島東端

〃 L 土庄町門ヶ鼻南端

〃 M 土庄町木香西鼻南東端

〃 N 土庄町小豆（アズキ）島高頂

点 イ AからJ見通し線とLからH見通し線との交差点

〃 ロ BからJ見通し線とMからE見通し線との交差点

〃 ハ BからJ見通し線とイからG見通し線との交差点

〃 ニ NからI見通し線とEからK見通し線との交差点

〃 ホ イからG見通し線とDからニ見通し延長線との交差点

〃 ヘ ロからF見通し線とCからニ見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 ハホ、ホニ、ニヘ、ヘロ、ロハの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町池田・蒲生・室生・二面・吉野・蒲野・神浦

計画番号区第65号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町蒲生地先

イ 点の位置

- 基点A 観音崎南端  
 " B 沖の鼻南端  
 " C 大麻山高頂  
 " D 東蒲生南防波堤基部  
 " E 土庄町弁天島北端  
 " F 土庄町大余島南端  
 " G 高松市庵治町兜島北端  
 " H 高松市庵治町高島南東端
- 点 イ AからE見通し線とDからG見通し線との交差点  
 " ロ AからE見通し線とCからH見通し線との交差点  
 " ハ BからF見通し線とCからH見通し線との交差点  
 " ニ AからE見通し線と直角にイから南へ引いた線とBからF見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町蒲生

計画番号区第66号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島長崎鼻西部地先

イ 点の位置

- 基点A 長崎鼻石垣西端  
 " B 浦生護岸北端  
 " C 浦生漁港1号防波堤突端  
 " D 旧半学塩田西端  
 " E 女木町日蓮上人記念碑  
 " F 土庄町小豊島西端

- 点 イ AからC見通し線上Aから200メートルのところ  
 " ロ BからE見通し線とDからF見通し線との交差点  
 " ハ BからE見通し線上口からBへ120メートルのところ  
 " ニ BからE見通し線上口からEへ200メートルのところ  
 " ホ イからE見通し線とDからF見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イハ、ハニ、ニホ、ホイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第67号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市浜ノ町海水浴場地先

イ 点の位置

基点A 2006 J I C A S P A C 高松大会開催記念碑（サンポート記念碑）

〃 B ヨットハーバー西防波堤基部から護岸沿い東へ70メートルのところ

〃 C 海水浴場西防波堤基部から護岸沿い西へ164メートルのところ

〃 D 小槌島高頂

〃 E 直島町井島東端

〃 F 女木島西端

点 イ BからF見通し線上Bから450メートルのところ

〃 ロ BからF見通し線上Bから110メートルのところ

〃 ハ CからE見通し線上Cから110メートルのところ

〃 ニ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・郷東町

計画番号区第68号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市瀬戸内町高松漁港西地先

イ 点の位置

基点A 2006 J I C A S P A C 高松大会開催記念碑（サンポート記念碑）

〃 B 濑戸内町高松漁港8号防波堤基部（西側埋立地北東角）

〃 C 摺鉢谷川東側護岸北西端

〃 D 摺鉢谷川西側護岸北東端

〃 E 旧新塩田埋立地北側護岸屈曲部

〃 F 旧新塩田埋立地北側護岸西端

〃 G 小槌島高頂

〃 H 土庄町豊島后飛崎西端

〃 I 土庄町豊島ダッダガ高頂（トギリ山）

点 イ AからG見通し線とBからI見通し線との交差点

〃 ロ BからI見通し線上Bから50メートルのところ

〃 ハ CからH見通し線上Cから50メートルのところ

〃 ニ DからH見通し線上Dから50メートルのところ

〃 ホ EからH見通し線上Eから50メートルのところ

〃 ヘ FからH見通し線上Fから50メートルのところ

〃 ト AからG見通し線とFからH見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トイの7直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・郷東町

計画番号区第69号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市郷東町貯木場地先

イ 点の位置

基点A 2006 J I C A S P A C 高松大会開催記念碑（サンポート記念碑）

〃 B 貯木場西防波堤基部

〃 C 貯木場埋立地北側護岸西角から護岸沿い東へ30メートルのところ

〃 D 小槌島高頂

〃 E 土庄町豊島坊主島南端

〃 F 土庄町豊島ダッダガ鼻

点 イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点

〃 口 BからF見通し線上Bから120メートルのところ

〃 ハ CからE見通し線上Cから50メートルのところ

〃 ニ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、口ハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・郷東町

計画番号区第70号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市女木町東部地先（マスノモ）

イ 点の位置

基点A 芋谷用水路南端

〃 B 女木島北端

〃 C 大槌島南端

〃 D 土庄町豊島カイカキ埼

〃 E 土庄町豊島東端

〃 F 庵治町矢竹島北端

〃 G 庵治町竹居鼻

点 イ AからG見通し線上Aから1,425メートルのところ

〃 口 AからG見通し線上Aから665メートルのところ

〃 ハ 口からD見通し線とBからF見通し線との交差点

〃 ニ イからE見通し線とCからB見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、口ハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

工 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市女木町

計画番号区第71号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市女木町西浦地先

イ 点の位置

基点A 西浦漁港北防波堤屈曲部から南へ40メートルのところ

〃 B ハギシバリ（崩落後）

〃 C 大槌島北端

〃 D 大槌島南端

点 イ AからD見通し線上Aから300メートルのところ

〃 口 AからD見通し線上Aから1,050メートルのところ

〃 ハ BからC見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 ニ BからC見通し線上ハからCへ350メートルのところ

〃 ホ BからC見通し線上ハからCへ1,050メートルのところ

〃 ヘ ホから口見通し線上ホから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、口ヘ、ヘニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

工 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市女木町

計画番号区第72号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市女木町西浦漁港地先

イ 点の位置

基点A 西浦漁港北から2番目の防砂堤基部から海岸沿い北へ50メートルのところ

〃 B 大槌島高頂

〃 C ホジ浦の中鼻

〃 D 大槌島北端

点 イ AからB見通し線上Aから400メートルのところ

〃 口 AからB見通し線上Aから1,050メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上Cから750メートルのところ

〃 ニ CからD見通し線上Cから400メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市女木町

計画番号区第73号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市香西本町埋立地地先

イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ（白ペンキで標示）

〃 B 本津川左岸突端

〃 C 香西本町埋立地北東角

〃 D 香西本町埋立地北西角

〃 E 芝山神社鳥居

〃 F 小槌島高頂

〃 G 土庄町豊島甲崎の高（84メートル）

点 イ AからF見通し線とBからG見通し線との交差点

〃 口 香西本町埋立地東護岸延長線上Cから北へ15メートルのところ

〃 ハ AからF見通し線とEからG見通し線との交差点

〃 ニ AからF見通し線上ハからAへ300メートルのところ

〃 ホ Dからニ見通し線上Dから15メートルのところ

〃 ヘ ホから口見通し延長線とBからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イヘ、ヘホ、ホニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

工 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市香西本町

計画番号区第74号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市香西北町鯉川地先

イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ（白ペンキで標示）

〃 B 香西本町埋立地北西角

〃 C 芝山神社鳥居

〃 D 香西港西埋立地北東角

〃 E 神在港東防波堤基部から護岸沿い東へ30メートルのところ

〃 F 神在鼻

〃 G 小槌島高頂

〃 H 土庄町豊島壇山高頂（340メートル）

〃 I 土庄町豊島甲崎の高（84メートル）

点 イ AからG見通し線とCからI見通し線との交差点

〃 口 BからF見通し線とDからI見通し線との交差点

〃 ハ BからF見通し線とEからH見通し線との交差点

〃 ニ AからG見通し線とEからH見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、口ハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市香西本町

計画番号区第75号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市神在川窪町地先

イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ（白ペンキで標示）

〃 B 香西港西埋立地北西角

〃 C 神在港西防波堤基部

- " D 解体場北防波堤突端
  - " E 神在鼻
  - " F 小槌島高頂
  - " G 直島町柏島西端
  - " H 直島町柏島高頂（103メートル）
  - " I 土庄町豊島中山高頂（204メートル）
- 点 イ AからF見通し線とCからI見通し線との交差点  
 ロ BからD見通し線とCからI見通し線との交差点  
 ハ 口からE見通し線とDからH見通し線との交差点  
 ニ EからG見通し線上Eから150メートルのところ  
 ホ AからF見通し線とEからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホイの5直線に囲まれる区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市香西本町・神在川窪町・生島町・亀水町

計画番号区第76号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市生島町地先  
 イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ（白ペンキで標示）

- " B 神在川窪町埋立地北角
- " C 生島港北防波堤突端
- " D トビノ巣鼻北東端
- " E 小槌島高頂
- " F 直島町才カメノ鼻南端
- " G 土庄町豊島礼田崎南端

- 点 イ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点  
 ロ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点  
 ハ AからE見通し線上イからAへ150メートルのところ  
 ニ AからE見通し線とCからG見通し線との交差点  
 ホ BからD見通し線とCからG見通し線との交差点

” ヘ BからD見通し線上口からBへ150メートルのところ  
ウ 漁場の区域 ハ二、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。  
ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。  
エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・郷東町・生島町・亀水町  
計画番号区第77号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市生島町旧生島塩田地先  
イ 点の位置

基点A 旧生島塩田北東護岸北端

” B 小坂東防波堤基部

” C 生島港北防波堤突端

点 イ BからC見通し線上Bから60メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。  
ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。  
エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町・亀水町

計画番号区第78号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市生島町・亀水町地先

- イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ (白ペンキで標示)

” B 神在鼻ミコ石 (赤ペンキで標示)

- " C 生島港北防波堤突端
- " D 紅ノ峰高頂 (245メートル)
- " E 紅ノ峰鼻北端
- " F 大崎鼻北峰高頂 (206メートル)
- " G 小槌島高頂
- " H 直島町荒神島西端
- " I 直島町直島オカメノ鼻南端
- 点 イ AからG見通し線とCからI見通し線との交差点
- " ロ BからE見通し線とCからI見通し線との交差点
- " ハ EからF見通し線上Eから750メートルのところ
- " ニ EからG見通し線上Eから750メートルのところ
- " ホ EからH見通し線とAからG見通し線との交差点
- " ヘ ホからF見通し線上ホから230メートルのところ
- " ト BからE見通し線とDからI見通し線との交差点
- " チ DからI見通し線とトからIへ100メートルのところ
- " リ BからE見通し線上EからBへ200メートルのところ
- " ヌ DからI見通し線と平行にリから北へ100メートルのところ
- ウ 漁場の区域 イロ、ロト、トチ、チヌ、ヌリ、リE、Eハ、ハニ、ニヘ、ヘホ、ホイの11直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町・亀水町

計画番号区第79号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市亀水町地先

イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ (白ペンキで標示)

- " B 紅ノ峰鼻北端
- " C 亀水養殖場北西角
- " D 大崎鼻北峰高頂 (206メートル)
- " E 大崎鼻北東端

- " F 小槌島高頂
- " G 直島町荒神島西端
- 点 イ AからF見通し線とBからG見通し線との交差点
- " ロ CからE見通し延長線とDからI見通し線との交差点
- " ハ CからE見通し延長線とBからD見通し線との交差点
- " ニ BからD見通し線上ハからBへ130メートルのところ
- " ホ DからI見通し線上ロからIへ90メートルのところ
- ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町・亀水町

計画番号区第80号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 香川郡直島町井島東地先

イ 点の位置

- 基点A 牛ヶ首島北端
- " B 井島戸尻鼻北端
- " C 土庄町豊島亀石北端
- " D 土庄町豊島甲崎北端
- " E 井島鞍掛ノ鼻東端
- " F 尾高島東端
- " G 姫泊山高頂 (99メートル)

- 点 イ AからB見通し延長線とFからE見通し延長線との交差点
- " ロ AからB見通し延長線とGからE見通し延長線との交差点
- " ハ CからD見通し延長線とGからE見通し延長線との交差点
- " ニ CからD見通し延長線とFからE見通し延長線との交差点

- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第81号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 香川郡直島町角崎地先

イ 点の位置

- 基点A 京ノ上臘島北東の高頂
  - " B 六郎島北端
  - " C 井島鞍掛ノ鼻南東端
  - " D 高松市庵治町兜島北端
  - " E 尾高島東端
  - " F 柏島東の高頂 (76メートル)
  - " G 積浦漁港南一文字防波堤南端
  - " H 向島猫鼻南端
- 点 イ AからB見通し延長線とCからG見通し線との交差点  
 " ロ AからB見通し延長線とFからE見通し延長線との交差点  
 " ハ FからE見通し延長線とHからD見通し線との交差点  
 " ニ GからC見通し線とHからD見通し線との交差点  
 " ホ AからB見通し延長線上口から東へ100メートルのところ  
 " ヘ HからD見通し線上ハからDへ100メートルのところ  
 " ト ホからヘ見通し線上ホから450メートルのところ

- ウ 漁場の区域 イロ、ロト、トヘ、ヘニ、ニイの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第82号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 香川郡直島町向島北地先

イ 点の位置

- 基点A 井島ナカ鼻西端  
〃 B 井島鞍掛ノ鼻西端  
〃 C 京ノ上臍北東の高頂  
〃 D 六郎島北端  
〃 E ベンザイ天  
〃 F 向島荒崎鼻北東端  
〃 G 向島白石  
〃 H ハコ島北端

点 イ AからG見通し線とCからD見通し延長線との交差点

〃 ロ BからE見通し線とCからD見通し延長線との交差点

〃 ハ BからE見通し線とHからF見通し延長線との交差点

〃 ニ AからG見通し線とFからH見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行に

ついては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第83号(のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町井島西地先

イ 点の位置

- 基点A 喜兵衛島南東端  
〃 B 岡山県玉野市出崎南端  
〃 C 井島ヘラガ崎ベニ石  
〃 D 井島出崎西端  
〃 E 井島南の高頂(114メートル)  
〃 F 向島ツンボ鼻北端  
〃 G 家島北西端  
〃 H 六郎島北端  
〃 I 六郎島南端  
〃 J 局島北端  
〃 K 井島ナカ鼻南西端

- 点 イ BからF見通し線とCからJ見通し線との交差点  
 " ロ BからF見通し線とDからG見通し線との交差点  
 " ハ DからG見通し線とEからI見通し線との交差点  
 " ニ EからI見通し線とAからH見通し延長線との交差点  
 " ホ AからH見通し線とCからJ見通し線との交差点  
 " ヘ CからJ見通し線上イからJへ250メートルのところ  
 " ト BからF見通し線とヘからK見通し線との交差点  
 ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トロの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
 イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。  
 ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。  
 エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第84号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 香川郡直島町京ノ上臘島地先

イ 点の位置

基点A 六郎島北端

- " B 井島ヘラガ崎ベニ石  
 " C 玉野市蛭子島高頂  
 " D 大ハタゴ島南端  
 " E 中島中央  
 " F 喜兵衛島北端  
 " G 喜兵衛島南東端  
 " H 安野島南端  
 " I 葛島北頂の窪  
 " J 京ノ上臘島東端

点 イ AからG見通し線と IからH見通し延長線との交差点

" ロ AからG見通し線とCからJ見通し線との交差点

" ハ BからD見通し線とCからJ見通し線との交差点

" ニ BからD見通し線とEからF見通し延長線との交差点

" ホ EからF見通し延長線と IからH見通し延長線との交差点

- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホイの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第85号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 香川郡直島町荒神島南地先

イ 点の位置

基点A 岡山県玉野市ナキンダ鼻東端

〃 B 葛島西端

〃 C 葛島南の高頂

〃 D 荒神島西端

〃 E 荒神島ニザエモン鼻南東端

〃 F 串山ノ鼻北端

〃 G 串山ノ鼻南端

〃 H 狙石灯標

〃 I 岡山県玉野市犬戻鼻南端

点 イ AからB見通し延長線とGからH見通し延長線との交差点

〃 ロ CからD見通し延長線とFからI見通し線との交差点

〃 ハ FからI見通し線とEからH見通し線との交差点

〃 ニ FからI見通し線上口からIへ50メートルのところ

〃 ホ GからH見通し延長線上イから西へ50メートルのところ

- ウ 漁場の区域 ニハ、ハニ、ヒホ、ホニの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第86号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町琴反地・外ヶ浜・倉浦地先

イ 点の位置

基点A 犬石灯標

〃 B 串山ノ鼻南端

〃 C 地蔵山高頂

〃 D 揚島南端

〃 E 才カメノ鼻桟橋基部

〃 F 磯玉姫の鼻

〃 G 波無の鼻南端

〃 H 小林の鼻

〃 I 土庄町豊島礼田崎南端

〃 J 柏島高頂

〃 K 柏島南西端

点 イ AからJ見通し線とCからD見通し延長線との交差点

〃 ロ AからJ見通し線とIからG見通し延長線との交差点

〃 ハ AからJ見通し線上口からJへ250メートルのところ

〃 ニ FからK見通し線とHからG見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 Bイ、イハ、ハニ、ニF、FEの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。

ただし、揚島養魚場内を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第87号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町荒神島北地先

イ 点の位置

基点A 荒神島北タラエモン鼻北端

〃 B 荒神島大石鼻高頂

〃 C 荒神島大石鼻北端

〃 D 葛島南西端

- 〃 E 風戸山高頂 (118メートル)  
 点 イ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点  
 〃 ロ AからB見通し線と最大高潮時海岸線との交差点  
 ウ 漁場の区域 ロA、Aイ、イCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
 イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。  
 ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。  
 エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第88号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市番ノ州町西地先

イ 点の位置

基点A 宇多津町吉田西護岸中央角

〃 B 多度津町高見島北端

〃 C 番ノ州埋立地西護岸北端基部から護岸沿い南へ150メートルのところ

〃 D 多度津町佐柳島高頂

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ AからB見通し線上Aから500メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上Cから500メートルのところ

〃 ニ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
 イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。  
 ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。  
 エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島

計画番号区第89号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町吉田西地先

イ 点の位置

基点A 宇多津町吉田西護岸中央角

〃 B Aから護岸沿い南へ500メートルのところ

〃 C 多度津町高見島高頂（竜王の森298メートル）

〃 D 多度津町高見島北端

点 イ AからD見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ AからD見通し線上Aから500メートルのところ

〃 ハ BからC見通し線上Bから500メートルのところ

〃 ニ BからC見通し線上Bから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島、綾歌郡宇多津町

計画番号区第90号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町旧沖桟塩田地先

イ 点の位置

基点A 旧沖桟塩田北護岸東角

〃 B 旧沖桟塩田北護岸防砂堤突端

〃 C 旧沖桟塩田北護岸西角

〃 D 丸亀市本島町小阪高頂（204メートル）

〃 E 丸亀市牛島東端

〃 F 丸亀市本島東端

〃 G 坂出市瀬居島高頂（112メートル）

〃 H 託間町志々島南の窪

点 イ AからF見通し線とGからH見通し線との交差点

〃 ロ BからE見通し線とGからH見通し線との交差点

〃 ハ CからD見通し線とGからH見通し線との交差点

〃 ニ CからD見通し線上ハからCへ800メートルのところ

〃 ホ BからE見通し線上ロからBへ800メートルのところ

- " ヘ AからF見通し線上イからAへ825メートルのところ
- " ト AからF見通し線上イからFへ100メートルのところ
- " チ BからE見通し線上口からEへ100メートルのところ
- " リ CからD見通し線上ハからDへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チリ、リニの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 綾歌郡宇多津町

計画番号区第91号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市上真島地先

イ 点の位置

基点A 旧土器塩田北護岸東角

- " B 牛島西端
- " C 上真島北端
- " D 上真島西端
- " E 下真島北端
- " F 富士見町5丁目護岸北西端
- " G 富士見町5丁目護岸北東端から護岸沿い西へ160メートルのところ
- " H 旧土器塩田北護岸西角

点 イ AからB見通し線とEからC見通し延長線との交差点

" ロ AからB見通し線上イからBへ500メートルのところ

" ハ HからD見通し延長線とEからC見通し線との交差点

" ニ CからE見通し線上ハからEへ350メートルのところ

" ホ Gからニ見通し延長線上ニから500メートルのところ

" ヘ ニからG見通し線上ニから200メートルのところ

" ト ハからH見通し線上ハから200メートルのところ

" チ HからB見通し線とEからC見通し延長線との交差点

" リ HからB見通し線上チからHへ200メートルのところ

" ヌ AからB見通し線上イからAへ200メートルのところ

" ル トからヘ見通し延長線とFからホ見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 ロヌ、ヌリ、リチ、チハ、ハト、トル、ルホ、ホロの8直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 丸亀市（丸亀市漁業協同組合の地区に限る。）

計画番号区第92号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市昭和町第3期埋立地地先

イ 点の位置

基点A 昭和町第3期埋立地北護岸東端から護岸沿い西へ100メートルのところ

〃 B 広島東端

〃 C 昭和町第3期埋立地北護岸西端から護岸沿い東へ200メートルのところ

〃 D 広島町白石鼻南端

点 イ AからB見通し線上Aから30メートルのところ

〃 ロ AからB見通し線上Aから230メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上Cから230メートルのところ

〃 ニ CからD見通し線上Cから30メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 丸亀市（丸亀市漁業協同組合の地区に限る。）

計画番号区第93号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市中津地先

イ 点の位置

基点A 下真島北端

- " B 金倉川防砂堤突端
- " C 丸亀市、多度津町境界
- " D 多度津町亀笠島北端
- " E 羽節岩灯標
- " F 広島西端
- " G 広島町江ノ浦広島中学校建物中央
- 点 イ AからD見通し線とBからG見通し線との交差点
- " ロ BからG見通し線上イからBへ300メートルのところ
- " ハ BからF見通し線上Bから600メートルのところ
- " ニ BからF見通し線上Bから100メートルのところ
- " ホ CからE見通し線上Cから400メートルのところ
- " ヘ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点
- " ツ CからE見通し線上ヘからEへ300メートルのところ
- " チ BからG見通し線上イからGへ300メートルのところ
- ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホツ、トチ、チロの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 丸亀市（丸亀市漁業協同組合の地区に限る。）

計画番号区第94号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 観音寺市有明浜地先
- イ 点の位置
  - 基点A 琴弾廻廊西側護岸北端
  - " B 円上島高頂
  - " C オコク川北水門北角
  - " D 煉瓦堤防灯台
  - " E 三豊市仁尾町小薦島高頂
  - " F 観音寺港一文字防波堤北端
  - " G 三豊市仁尾町大薦島西端
- 点 イ AからB見通し線とDからE見通し線との交差点
- " ロ AからB見通し線とFからG見通し線との交差点
- " ハ CからB見通し線とFからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Dイ、イロ、ロハ、ハCの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月 1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 観音寺市観音寺町・港町・西本町・瀬戸町・琴浪町・三本松町・柞田町・室本町  
計画番号区第201号 (わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄白方地先

イ 点の位置

基点A 立石から海岸沿い北へ30メートルのところ

〃 B 白方十字岩

〃 C 小串高頂

〃 D 猿子島高頂

〃 E 小串崎北端

〃 F 二本木ガラモ鼻

〃 G さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端

〃 H バベギ鼻

〃 I 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北東端

〃 J 土庄町戸形崎

点 イ AからG見通し線上Aから50メートルのところ

〃 口 BからH見通し線上Bから50メートルのところ

〃 ハ CからD見通し延長線とEからF見通し線との交差点

〃 ニ EからF見通し線とIからJ見通し線との交差点

〃 ホ AからG見通し線とIからJ見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 ニホ、ホイ、イロ、ロハ、ハニの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月 1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第202号 (わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町潟ノ内北部中地先

イ 点の位置

基点A 相引川尻中央点（牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点）

〃 B 庵治町大島アバギの鼻西端

〃 C 屋島台頂北端（北嶺北端）

〃 D 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

〃 ロ AからB見通し線上イからAへ300メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上イからCへ50メートルのところ

〃 ニ DからC見通し線と平行にロから西へ50メートルのところ

〃 ホ DからC見通し線上ハからCへ180メートルのところ

〃 ヘ ロからニ見通し延長線上ニから西へ180メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニヘ、ヘホ、ホハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年5月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第203号 (わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町ハジキ鼻沖

イ 点の位置

基点A ハジキ鼻

〃 B 江ノ浦埋立地西側護岸北角

〃 C 御殿山高頂(88メートル) 南側の小高

〃 D 大島アバギの鼻西端

〃 E 女木島北の高頂(109メートル)

〃 F 屋島台頂北端（北嶺北端）

点 イ AからB見通し線上Aから250メートルのところ

- " 口 AからB見通し線上イからBへ150メートルのところ
  - " ハ イからE見通し線とDからG見通し線との交差点
  - " ニ CからF見通し線とDからG見通し線との交差点
  - " ホ イからE見通し線上ハからイへ75メートルのところ
  - " ヘ CからF見通し線上ニからCへ70メートルのところ
  - " ト 口からト見通し線上口から100メートルのところ
  - " チ イからE見通し線上イから100メートルのところ
- ウ 漁場の区域 ホヘ、ヘト、トチ、チホの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第204号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町ハジキ鼻地先

イ 点の位置

基点A ハジキ鼻

" B 大島東端

" C 屋島東町宮ノ窪洲鼻（旧防砂堤跡）

" D 女木島中の高頂（187メートル）

" E 女木島北端

" F 米ハカリ鼻

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

" 口 イからC見通し線とFからE見通し線との交差点

" ハ FからE見通し線上口からEへ350メートルのところ

" ニ イからD見通し線上イからDへ350メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第205号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市庵治町大島地先

イ 点の位置

基点A 長崎鼻西端

- 〃 B 大島アバギの鼻西端
- 〃 C 重岩
- 〃 D 大島北西端
- 〃 E 矢竹島北端
- 〃 F 土庄町豊島東端
- 〃 G 男木島高頂 (213メートル)
- 〃 H 男木町南端

点 イ DからE見通し延長線とCからG見通し線との交差点

〃 ロ AからF見通し線とBからH見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Dイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮海岸線に囲まれた区域。ただし、魚類小割養殖業（区第831号・区第832号）の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第206号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市屋島東町長崎旧屋島養魚地先

イ 点の位置

基点A 長崎鼻北端

- 〃 B 長崎鼻南の高頂
- 〃 C 旧屋島養魚南防波堤基部から海岸沿い南東へ50メートルのところ
- 〃 D 相引川尻中央点（牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点）

- " E 厥治町丸山大西鼻南西端
  - " F 厥治町丸山高頂 (66メートル)
  - " G 厥治町皇神鼻
  - " H 厥治町白石
  - " I 厥治町大島アバギの鼻西端
  - " J 男木島南の高頂 (185メートル)
  - " K 女木島北端
  - " L 厥治町兜島西端
- 点 イ DからI見通し線とAからH見通し線との交差点  
 " ロ DからI見通し線とBからG見通し線との交差点  
 " ハ HからA見通し線上イからAへ50メートルのところ  
 " ニ GからB見通し線上ロからBへ50メートルのところ  
 " ホ DからI見通し線と平行にニから北へ250メートルのところ  
 " ヘ AからH見通し線とEからJ見通し線との交差点  
 " ト BからG見通し線とFからK見通し線との交差点  
 " チ CからL見通し線とEからJ見通し線との交差点  
 " リ ヘからト見通し線とホからチ見通し延長線との交差点
- ウ 漁場の区域 ハホ、ホリ、リヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

#### (2) 漁業の種類、名称及び時期

##### 第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

#### (3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

#### (4) 地元地区 高松市厥治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第207号 (わかめ)

##### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島長崎鼻東部地先

イ 点の位置

- 基点A 長崎鼻港北防波堤基部
- " B 厥治町丸山大西鼻南西端
- " C 厥治町大島南東端
- " D 女木島北端

- 点 イ AからC見通し線とBからD見通し線との交差点  
 " ロ BからD見通し線上イからDに200メートルのところ  
 " ハ Cからロ見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

- " ニ AからC見通し線上イからCへ30メートルのところ  
 " ホ ハから口見通し線上口からCへ30メートルのところ  
 ウ 漁場の区域 A二、ニホ、ホハの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
 イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。  
 ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。  
 エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第208号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島西町浦生地先

イ 点の位置

基点A 浦生護岸北端

- " B 浦生漁港北第3突堤  
 " C 旧半学塩田西端  
 " D 女木島南端  
 " E 女木港西防波堤（2）東端  
 " F 女木町日蓮上人記念碑  
 " G 土庄町小豊島西端

点 イ AからF見通し線とCからG見通し線との交差点

" ロ AからD見通し線とCからG見通し線との交差点

" ハ BからE見通し線とCからG見通し線との交差点

" ニ ハからE見通し線上ハからEへ75メートルのところ

" ホ イからF見通し線上イからFへ75メートルのところ

" ヘ ロからA見通し線上口からAへ50メートルのところ

" ト ハからB見通し線上ハからBへ50メートルのところ

" チ ホからニ見通し線上ホからニへ70メートルのところ

" リ イからロ見通し線上イからロへ70メートルのところ

ウ 漁場の区域 ヘト、トニ、ニチ、チリ、リロ、ロへの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年5月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第209号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市女木町西浦漁港南地先

イ 点の位置

基点A 西浦漁港南防波堤基部

〃 B 荒多大明神鳥居

〃 C 小槌島北端

点 イ AからC見通し線上Aから50メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上最大高潮時海岸線からCへ50メートルのところ

〃 ハ BからC見通し線上最大高潮時海岸線からCへ150メートルのところ

〃 ニ AからC見通し線上Aから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市女木町

計画番号区第210号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市男木町東部地先

イ 点の位置

基点A 男木島北東端

〃 B 土庄町豊島礼田崎南端

〃 C 土庄町豊島東端

〃 D 庵治町兜島南端

〃 E 庵治町矢竹島南端

〃 F 女木島東端

〃 G 大井地区2号防砂堤突端

- 点 イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点  
 " ロ AからD見通し線とCからF見通し線との交差点  
 " ハ CからF見通し線とEからG見通し線との交差点  
 " ニ BからF見通し線とEからG見通し線との交差点  
 ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。  
 イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。  
 ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。  
 エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市男木町

計画番号区第211号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市生島町地先

イ 点の位置

- 基点A 生島港北防波堤突端  
 " B トビノ巣鼻北東端  
 " C 直島町才カメノ鼻南端  
 " D 土庄町豊島礼田崎南端  
 " E 川窪埋立地北角  
 " F 川窪埋立地西角

- 点 イ AからC見通し線とBからE見通し線との交差点  
 " ロ AからC見通し線とBからF見通し線との交差点  
 " ハ BからE見通し線上イからEへ150メートルのところ  
 " ニ BからF見通し線上口からFへ150メートルのところ  
 " ホ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点  
 " ヘ AからD見通し線とBからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町

計画番号区第212号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市亀水町小坂地先

イ 点の位置

- 基点A 直島町才カメノ鼻南端
- 〃 B 神在鼻ミコ石（赤ペンキで標示）
- 〃 C 旧川窪塩田南西護岸北端
- 〃 D 旧川窪塩田南西護岸南端
- 〃 E 生島港北防波堤突端
- 〃 F 紅ノ峰鼻北端

点 イ EからA見通し線とBからF見通し線との交差点

〃 ロ EからA見通し線とDからC見通し延長線との交差点

〃 ハ BからF見通し線とDからC見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハイの3直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町

計画番号区第213号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市亀水漁港北地先

イ 点の位置

- 基点A 紅ノ峰鼻北端
- 〃 B 亀水漁港北防波堤突端
- 〃 C 赤鼻
- 〃 D 大崎鼻北峰高頂（206メートル）

点 イ AからD見通し線上Aから750メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから210メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町・亀水町

計画番号区第214号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市亀水町赤鼻地先

イ 点の位置

- 基点A 紅ノ峰鼻北端  
〃 B 亀水漁港北防波堤突端  
〃 C 亀水漁港南防波堤西角  
〃 D 亀水養殖場北西角  
〃 E 水落  
〃 F 赤鼻  
〃 G 大崎鼻北峰高頂（206メートル）  
〃 H 大崎鼻北東端

- 点 イ AからG見通し線とDからH見通し線と交差点  
〃 ロ AからG見通し線上イからAへ130メートルのところ  
〃 ハ CからH見通し線上Cから500メートルのところ  
〃 ニ BからF見通し線上Bから350メートルのところ  
〃 ホ BからF見通し線上Bから320メートルのところ  
〃 ヘ EからC見通し線上Eから150メートルのところ  
〃 ト EからC見通し線上Eから50メートルのところ  
〃 チ ホからヘ見通し線とDからH見通し線との交差点  
〃 リ BからF見通し線とDからH見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニチ、チヘ、ヘト、トリ、リイの8直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町・亀水町

計画番号区第215号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市王越町旧木沢塩田地先

イ 点の位置

基点A 大崎鼻（高松市、坂出市境界）

〃 B 小槌島高頂

〃 C 王越町大崎山高頂（231メートル）

〃 D 王越町宮ノ鼻

〃 E 旧木沢塩田防砂堤突端

〃 F 岡山県玉野市宮田山高頂（122メートル）

〃 G 乃田造船跡防砂堤突端

〃 H 三木水産作業場北端

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ DからC見通し線上Dから500メートルのところ

〃 ハ イからロ見通し線とHからD見通し延長線との交差点

〃 ニ FからG見通し線とイからロ見通し線との交差点

〃 ホ GからF見通し線上Gから70メートルのところ

〃 ヘ EからF見通し線上Eから70メートルのところ

〃 ト EからF見通し線とHからD見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘイ、トハの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市王越町

計画番号区第216号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市王越町旧乃生塩田地先

イ 点の位置

基点A 王越町宮ノ鼻

- " B 宮ノ鼻海岸保護水面南標柱
  - " C 旧乃生塩田防砂堤突端
  - " D 乃生海岸南防砂堤西角から防波堤沿い突端へ70メートルのところ
  - " E 乃生海岸北防砂堤突端
  - " F 三木水産作業場北端
  - " G 岡山県玉野市新割山高頂 (234メートル)
  - " H 岡山県玉野市宮田山高頂 (122メートル)
- 点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点  
 ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点  
 ハ DからG見通し線とEからB見通し線との交差点  
 ニ FからA見通し線とDからG見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市王越町

計画番号区第217号 (わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 坂出市大屋富町地先
- イ 点の位置

- 基点A 相模坊下8号防砂堤突端
- " B 瀬居島北東端
- " C 相模坊下4号防砂堤突端
- " D 瀬居島南端

- 点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ  
 ロ CからD見通し線上Cから250メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、AC間最大高潮時海岸線から沖出し10メートルの区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年5月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市大屋富町・青梅町・高屋町・神谷町

計画番号区第218号 (わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市瀬居町中鼻地先

イ 点の位置

基点A 東浦漁港本浦北部防波堤突端から基部へ90メートルのところ

〃 B 峰池西側山頂 (227メートル)

〃 C 中鼻

〃 D 馬返し鼻

〃 E 東浦漁港竹浦1号防波堤中央角

点 イ AからB見通し線上Aから130メートルのところ

〃 ウ CからD見通し線上Cから130メートルのところ

〃 エ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハEの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号区第219号 (わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市瀬居町北浦地先

イ 点の位置

基点A 平石

〃 B 小瀬居島南端

〃 C トビの巣鼻北端

〃 D 小瀬居島西端

〃 E 北浦大石

〃 F 室木島東端

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから50メートルのところ

〃 ハ EからF見通し線上Eから50メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハエの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号区第220号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市櫃石漁港地先

イ 点の位置

基点A 櫃石漁港東防波堤基部

〃 B 櫃石漁港東防波堤突端から基部へ200メートルのところ

〃 C 岡山県釜島高頂

〃 D 岡山県釜島北西端

点 イ AからD見通し線上Aから20メートルのところ

〃 ロ AからD見通し線上Aから70メートルのところ

〃 ハ BからC見通し線上Bから70メートルのところ

〃 ニ BからC見通し線上Bから20メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号区第221号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市本島町福田地先

イ 点の位置

基点A カヅラ崎鼻西端

" B 岡山県上水島西端

" C 中鼻西端

" D 広島町イナダ浜北鼻東端

" E カラス小島高頂

" F 広島町芦大浦鼻東端

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

" ロ AからB見通し線とEからF見通し線との交差点

" ハ EからF見通し線上口からEへ100メートルのところ

" ニ CからD見通し線上イからCへ100メートルのところ

" ホ CからD見通し線上イからDへ100メートルのところ

" ヘ EからF見通し線上口からFへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 丸亀市本島町

計画番号区第222号 (わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市手島町アブシ地先

イ 点の位置

基点A 手島港北防波堤中央角

" B 岡山県上水島東端

" C 甚平鼻北端から海岸沿い南へ175メートルのところ

" D 広島町ハジカミ鼻北端

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期

## (3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

## (4) 地元地区 丸亀市広島町（小手島を除く。）・手島町

計画番号区第301号（こんぶ）

## (1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市屋島東町潟ノ内北部北地先

## イ 点の位置

基点A 相引川尻中央点（牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点）

〃 B 大島アバギの鼻西端

〃 C 屋島台頂北端（北嶺北端）

〃 D 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

〃 ロ AからB見通し線上イからBへ300メートルのところ

〃 ハ DからC見通し線上イからCへ50メートルのところ

〃 ニ CからD見通し線と平行に口から西へ50メートルのところ

〃 ホ CからD見通し線上ハからCへ180メートルのところ

〃 ヘ 口からニ見通し延長線上ニから西へ360メートルのところ

- ウ 漁場の区域 ハニ、ニヘ、ヘホ、ホハの4直線に囲まれた区域

## (2) 漁業の種類、名称及び時期

## 第一種区画漁業

名 称	時 期
こんぶ養殖業	11月1日から翌年8月31日まで

## (3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

## (4) 地元地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第302号（こんぶ）

## (1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市屋島西町浦生地先

## イ 点の位置

基点A 浦生護岸北端

〃 B 浦生漁港北第3突堤

- " C 旧半学塩田西端
  - " D 女木港西防波堤（2）東端
  - " E 女木町日蓮上人記念碑
  - " F 土庄町小豊島西端
- 点 イ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点  
 " ロ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点  
 " ハ 口からD見通し線上口からDへ75メートルのところ  
 " ニ 口からD見通し線上口からDへ275メートルのところ  
 " ホ イからE見通し線上イからEへ275メートルのところ  
 " ヘ イからE見通し線上イからEへ75メートルのところ  
 " ト ホからニ見通し線上ホからニへ70メートルのところ  
 " チ ヘからハ見通し線上ヘからハへ70メートルのところ
- ウ 漁場の区域 チハ、ハニ、ニト、トチの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
こんぶ養殖業	11月1日から翌年8月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第303号（こんぶ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島西町浦生護岸地先

イ 点の位置

- 基点A 浦生川尻北側防波堤基部より北側護岸沿い50メートルのところ  
 " B 女木島南端  
 " C 浦生護岸北端  
 " D 女木町日蓮上人記念碑

- 点 イ AからB見通し線上Aから85メートルのところ  
 " ロ AからB見通し線上Aから335メートルのところ  
 " ハ CからD見通し線上Cから75メートルのところ  
 " ニ CからD見通し線上Cから350メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期

## (3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

## (4) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第304号（こんぶ）

## (1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市亀水町小坂地先

## イ 点の位置

基点A 小坂浜北の捨石

〃 B 神在鼻北端

〃 C 川窪埋立地北角

〃 D トビノ巣鼻北東端

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Dから350メートルのところ

- ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロDの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

## (2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
こんぶ養殖業	11月1日から翌年8月31日まで

## (3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

## (4) 地元地区 高松市生島町・亀水町

計画番号区第305号（こんぶ）

## (1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市亀水町地先

## イ 点の位置

基点A 紅ノ峰鼻北端

〃 B 神在鼻ミコ石（赤ペンキで標示）

〃 C 紅ノ峰高頂（245メートル）

〃 D 直島町オカメノ鼻南端

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

〃 ロ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線と平行に口から北へ100メートルのところ

〃 ニ CからD見通し線上イからDへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
こんぶ養殖業	11月1日から翌年8月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町・亀水町

計画番号区第306号（こんぶ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市王越町旧乃生塩田西地先

イ 点の位置

基点A 岡山県倉敷市豊島高頂（45メートル）

〃 B 乃生岬

〃 C 三木水産作業場北端

〃 D 王越町宮ノ鼻

〃 E 宮ノ鼻海岸保護水面南標柱

〃 F 旧乃生塩田北護岸西角より護岸沿い東へ200メートルのところ

〃 G 乃生海岸南防砂堤突端

点 イ AからF見通し線とBからE見通し線との交差点

〃 ロ AからF見通し線とCからD見通し線との交差点

〃 ハ AからG見通し線とCからD見通し線との交差点

〃 ニ AからG見通し線とBからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
こんぶ養殖業	11月1日から翌年8月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市王越町

計画番号区第307号 (こんぶ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市王越町旧乃生塩田東地先

イ 点の位置

基点A 岡山県玉野市宮田山高頂 (122メートル)

〃 B 旧乃生塩田防砂堤突端

〃 C 乃生漁港東防波堤基部から防波堤沿い突端へ50メートルのところ

〃 D 王越町宮ノ鼻

〃 E 宮ノ鼻海岸保護水面南標柱

〃 F 三木水産作業場北端

〃 G 乃生海岸北防砂堤突端

点 イ BからA見通し線とDからF見通し線との交差点

〃 ロ CからA見通し線とDからF見通し線との交差点

〃 ハ CからA見通し線とEからG見通し線との交差点

〃 ニ BからA見通し線とEからG見通し線との交差点

〃 ホ AからC見通し線上ハからCへ50メートルのところ

〃 ヘ AからB見通し線上ニからBへ50メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロホ、ホヘ、ヘイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
こんぶ養殖業	11月1日から翌年8月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市大屋町

計画番号区第308号 (こんぶ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市大屋富町地先

イ 点の位置

基点A 相模坊下8号防砂堤突端

〃 B 瀬居島北東端

〃 C 相模坊下4号防砂堤突端

〃 D 瀬居島南端

点 イ AからB見通し線上Aから350メートルのところ

〃 ロ イからA見通し線上イから100メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上Cから350メートルのところ

〃 ニ ハからD見通し線上ハから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
こんぶ養殖業	11月1日から翌年8月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市大屋富町・青梅町・高屋町・神谷町

計画番号区第309号（こんぶ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市櫃石漁港地先

イ 点の位置

基点A 櫃石漁港東防波堤突端から基部へ200メートルのところ

〃 B 櫃石漁港東防波堤突端から基部へ150メートルのところ

〃 C 岡山県釜島高頂

点 イ AからC見通し線上Aから20メートルのところ

〃 ロ AからC見通し線上Aから70メートルのところ

〃 ハ BからC見通し線上Bから70メートルのところ

〃 ニ BからC見通し線上Bから20メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
こんぶ養殖業	11月1日から翌年6月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号区第401号（あおのり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜地先

#### イ 点の位置

- 基点A 二本木ガラモ鼻  
" B さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端  
" C 大井岬  
" D 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北東端  
" E 立石から海岸沿い北へ30メートルのところ  
" F 小串崎北端  
" G 土庄町戸形崎  
" H 土庄町大深山高頂(227メートル)  
" I 新開漁港埋立地北端  
" J 白方漁港離岸堤西端  
" K 白方漁港南防波堤突端  
" L 白方大水門東端
- 点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点  
" ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点  
" ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点  
" ニ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点  
" ホ イからC見通し線上イから150メートルのところ  
" ヘ ロからC見通し線上ロから250メートルのところ  
" ト ハからD見通し線上ハから250メートルのところ  
" チ ニからD見通し線上ニから350メートルのところ  
" リ ルから鴨部川左岸と直角に東への延長線と鴨部川右岸との交差点
- ウ 漁場の区域 ホロ、ロハ、ハト、トヘ、ヘイ、リL、KJ、Jチ、チホの9直線とIリ、L  
K間最大高潮時海岸線に囲まれた区域

#### (2) 漁業の種類、名称及び時期

##### 第一種区画漁業

名 称	時 期
あおのり養殖業	4月1日から6月30日まで

#### (3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

#### (4) 地元地区 さぬき市鴨庄

- 2 免許予定日 平成25年10月1日
- 3 免許の存続期間 平成25年10月1日から平成30年9月30日まで
- 4 免許申請期間 平成25年8月28日8時30分から同月30日17時まで